

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かうことにより、社会的責任と公共的使命を果たし、お客様から信頼される公正で健全な会社の実現を目指し以下の基本原則を遵守します。

1 基本原則

- (1) 組織としての対応
- (2) 外部専門機関との連携
- (3) 取引を含めた一切の関係遮断
- (4) 有事における民事と刑事との法的対応
- (5) 裏取引や資金提供の禁止

2 基本原則に基づく対応

- (1) 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察または暴力団追放運動推進センター・弁護士の外部専門機関および東日本銀行コンプライアンス統括部と緊密な連携関係を構築します。
- (4) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。
- (7) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

平成20年6月1日

東日本銀ジェーシービーカード株式会社